

平成22年10月19日
第1回常任委員会決定
平成26年2月21日
第7回常任委員会改正

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

第73回国民体育大会（以下「国体」という。）および第18回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が分担する業務と負担する経費

- (1) 両大会の全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 大会の競技会の開催に必要な業務の計画策定および当該計画の実施ならびに当該計画の推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 両大会の開・閉会式の実施および大会実施本部の運営等、全県的・総合的な大会の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (4) 両大会の競技会場および練習会場となる県有施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

2 会場地市町が分担する業務と負担する経費

- (1) 国体の競技会の会場地として必要な業務の計画策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (2) 両大会の競技会の表彰式の実施および競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備・運営に関する業務を分担し、経費を負担する。
- (3) 両大会の競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を分担し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

国体に係る県および会場地市町の業務分担、経費負担の細目については、別に定める。